

## 指定管理者選定基準

| 選定項目（規則で定める選定基準）                        | 審査項目                    | 審査のポイント  | 配点   |    |
|---|-------------------------|--|--|----|
| 1 施設の設置目的の確実な実施が見込まれること                 | 施設の設置目的の確実な実施           | ①施設の設置目的と応募者が提案した管理運営方針は一致しているか。<br>②事業計画の実現可能性はあるか。<br>③収入、支出の積算と事業計画の整合性はあるか。  | 10   |    |
| 2 施設の平等利用が確保されること                       | 施設の平等利用の確保              | ①生活弱者等への配慮がなされているか。<br>②一部の者に対して不当に利用を制限し、又は不当に優遇するものではないか。  | 適・否<br>確保されないと認められる場合は失格   |    |
| 3 施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること | サービスの向上                 | 利用者サービスの向上   | ①利用者のサービス向上はどれだけ期待できるか。<br>②利用者の意見を反映する取組みはどれだけ充実しているか。<br>③主催事業は、県の意図した企画となっているか。<br>④提案型事業は、施設設置目的や立地条件に沿ったもので、独自の発想、ノウハウを活かした企画となっているか。<br>⑤開閉日、開閉時間等は、利用者に配慮したものとなっているか。<br>⑥食事の提供について、県産食材の活用など魅力あるものとなっているか。<br>⑦利益の取扱いは利用者サービス向上に役立っているか。 | 15 |
|   |                         | 利用団体支援事業の充実  | ⑧立地条件や利用者ニーズ、期待される教育効果に応じて、多彩・柔軟な体験プログラムは用意できるか。<br>⑨利用団体支援事業における利用団体への支援はどれだけ期待できるか。  | 10 |
|   |                         | 施設の利用促進  | ⑩利用者の増加はどれだけ期待できるか。<br>⑪県内団体への利用促進策はどれだけ期待できるか。<br>⑫閑散期の利用促進策はどれだけ期待できるか。  | 20 |
|   | 管理経費の縮減                 | ⑬管理経費の縮減は図られているか。<br>申請者の点数= (a) / (b) × 配点<br>・ (a) : 申請者間における提示された収入の最低限<br>・ (b) : 申請者が提示した県委託費収入の額<br>・ 得点の小数点以下は切捨て<br>・ 25点を超える場合は、25点とする。 | 25   |    |
| 4 事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること              | 安定的な運営が可能となる人的能力（職員体制等） | ①運営に必要な組織及び人数が配置されているか。<br>②運営に必要な又は望ましい専門職種等が適切に配置されているか。<br>③館長など管理責任者について、適切な人材が確保される予定か。<br>④職員の指導育成、研修体制は十分か。<br>⑤職員については、県内からの雇用に配慮されているか。 | 適・否<br>確保されないと認められる場合は失格   |    |
|   | 事故・災害時の対応体制             | ⑥事故防止などの安全管理対策・体制は十分か。<br>⑦事故及び災害時の対応体制は十分か。<br>⑧利用者からの苦情等に対して適切な対応がなされる予定か。<br>⑨個人情報の保護・管理について、体制は十分な配慮がなされているか。<br>⑩情報公開に関して適切な措置が講じられているか。    | 10   |    |
|   | 安定的な運営が可能となる経理的基盤       | ⑪応募者の財務状況は健全か<br>⑫金融機関、出資者等の支援体制は十分か   | 適・否<br>確保されないと認められる場合は失格   |    |
|   | 県内発注の考え方                | ⑬再委託及び物品の調達について、県内業者への発注を優先するのか。   | 10   |    |
| 計                                       |                         |  | 100  |    |